～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方水道企業団広報

すいどう

No.42　令和元年6月

もくじ

P1　表紙（目次）
P2　企業長ごあいさつ／双葉地方水道企業団議会報告／国へ要望書の提出
P3　令和元年度（平成31年度）予算のあらまし
P4　お知らせ

発行／双葉地方水道企業団
住所／〒979-0515 双葉郡楢葉町大字上小塙字小山6-2　電話／0240-25-5315(代)　FAX／0240-25-5385

企業長ごあいさつ

双葉地方水道企業団
企業長　**松 本 幸 英**

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から８年が経過し、住民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

住民の皆様が安心して日々をお過ごしいただけますよう、生活に欠かすことのできない重要なインフラである水道水の安全性を確保し、また、産業振興のための工業用水道事業を促進することが、私共に与えられた使命であると考えております。

また、昨年１１月に販売を開始しました、ペットボトル水『ふくしま　木戸川の水』は、住民の皆さまの水道水への不安払拭や企業団を構成する５町の復興のシンボルとするため製作したものであり、日本で初めて24時間連続で1時間ごとに放射性物質を自動測定したペットボトル水として製造しました。

３年間の長期保存が可能ですので、ご家庭での備蓄水としてご利用いただければと思います。

今後も、水道事業・工業用水道事業に邁進し、職員一丸となって復興の礎を築いてまいります。

双葉地方水道企業団議会報告

平成31年第１回双葉地方水道企業団議会定例会

平成31年２月22日（金）、平成31年第１回双葉地方水道企業団議会定例会が小山浄水場管理本館（楢葉町）において開催されました。

平成30年度各会計補正予算、令和元年度（平成31年度）各会計当初予算等の６議案が上程され、慎重な審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

国へ要望書の提出

平成31年４月18日（木）、国の関係省庁及び東京電力ホールディングス㈱に要望書を提出しました。提出先及び要望の内容については、次のとおりです。

【提出先】

経済産業省、復興庁、環境省、厚生労働省
及び東京電力ホールディングス㈱

【要望内容】

① 営業損害賠償の継続
② 財物に対する損害賠償
③ 先行除染の推進
④ 財政支援

企業団理事より復興大臣へ要望書を提出

令和元年度（平成31年度）予算のあらまし

水道事業会計

■収益的収支■

（水道水を作りお届けするための収入と支出）

収入では、水道料金収入が増加傾向であり、収入総額は8億9,158万6千円を見込んでいますが、水道料金収入はいまだ震災前の4割弱と厳しい財政状況であります。

一方、支出では、施設の維持管理費等で増額となりましたが、資産減耗費が大幅に減少し、支出総額は15億2,654万6千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△6億3,496万円となる見通しです。

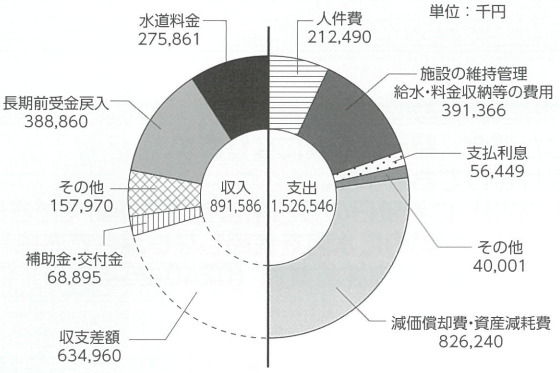

■資本的収支■

（水道施設を整備するための収入と支出）

資本的収支については、前年度に引き続き、災害復興関連事業に伴う配水管布設工事、下水道事業や河川・道路改良事業等に併せた配水管移設工事、水道施設における一部老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。

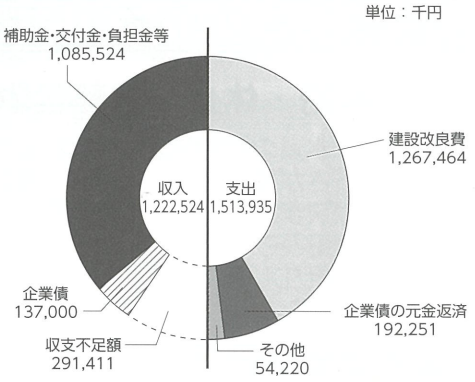

工業用水道事業会計

■収益的収支■

（工業用水を作りお届けするための収入と支出）

収入では、水道料金収入が増加傾向であり、収入総額は8億418万3千円を見込んでいますが、原子力発電所事故による影響により帰還困難区域への供給は困難であるため、給水収益は震災前の水準まで回復していない状況であります。

一方、支出では、経常的にかかる費用はほぼ横ばいとなっておりますが、災害復興関連事業にかかる費用が増加し、支出総額は6億7,503万4千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、1億2,914万9千円となる見通しです。

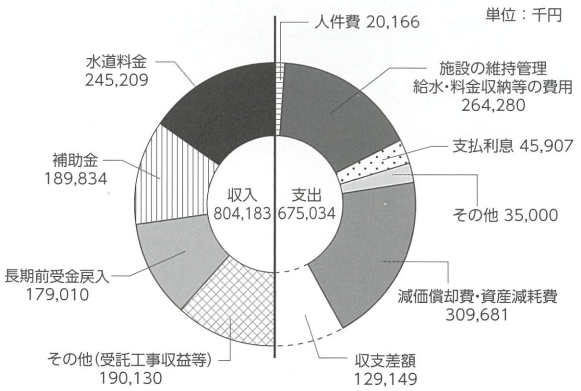

■資本的収支■

（工業用水道施設を整備するための収入と支出）

資本的収支については、工業用水を安定供給するための老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、減債積立金や内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。

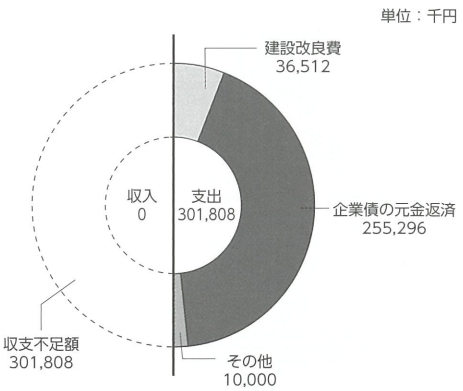

ご家庭の水道水の放射性物質検査を受け付けております

企業団が供給する水道水は、水道法に基づく水質検査や厳しい放射性物質検査を実施し、安全性を確認して供給しておりますが、より安心してお使いいただくために、ご家庭の蛇口からの水道水を採水して放射性物質検査を実施致します。

お申し込みの際は各町広報に同封される専用の申込用紙が必要です。（後日、企業団ホームページにも掲載する予定です。）

- 申込期間：令和元年６月３日（月）～令和２年２月28日（金）
- 検査機関：㈱江東微生物研究所
- 対象地域：広野町・楢葉町・富岡町・大熊町で現在水道をご使用中のお客様

※その他ご不明な点がありましたら施設課浄水係（TEL 0240-25-5341）までご連絡ください。

水道のご利用における各種手続きについて

水道の開始・休止、名義変更について

転居などで、水道の利用開始や休止および名義変更が生じた場合、届出が必要になります。
窓口での手続きが難しい方のために、電話での手続きを受け付けております。
詳しい日時が決まりましたら、総務課営業係（0240-25-5323）に希望日の５日前までにご連絡ください。
※なお、広野町及び楢葉町に関しては減免が終了しているため、長期的に水道を使用しない場合でも毎月の基本料金が発生します。現在休止になっているか不明な場合は、総務課営業係（0240-25-5323）に確認をお願いいたします。

料金の支払い方法について

◎口座振替による納入

お客様の預金口座からお支払いいただく方法です。
振替日は、毎月24日です。（この日に残金不足等で振替できなかった場合は、翌月の10日に再振替させていただきます。）
※24日、10日が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の営業日が振替日となります。

取扱金融機関					
東邦銀行	本・支店	大東銀行	本・支店	東北労働金庫	本・支店
あぶくま信用金庫	本・支店	いわき信用組合	本・支店	福島さくら農業協同組合	支店
相双五城信用組合	本・支店	福島銀行	本・支店	ゆうちょ銀行	支店

◎納入通知書による納入

毎月中旬以降に、納入通知書（シール式はがき）をお送りいたします。
上記取扱金融機関（いわき信用組合は楢葉支店[四倉支店]のみ、ゆうちょ銀行は除く。）コンビニエンスストアまたは企業団窓口で、納入通知書をご持参の上、お支払いいただく方法です。

●双葉地方水道企業団連絡案内●
〒979-0515　福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字小山６-２
電話番号：0240-25-5315（代表）　ＦＡＸ：0240-25-5385
ホームページアドレス http://www.f-mizu.jp

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課 （営業係）	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置（給水管や蛇口など）工事	施設課 （給水係）	0240-26-0911